

授業料免除申請について

1 免除の対象となる者

- (1) 大学院生
- (2) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (3) 各学期開始前6ヶ月以内（注1）（新入生は前期分に限り入学前1年以内）に次のいずれかに該当する特別な事情により、授業料の納入が著しく困難であると認められる者（以下、「特別事由該当者」という。）
 - ① 学資負担者が死亡した場合
 - ② 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - ③ ①、②に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

学資負担者が死亡した等の特別な事情により家計が急変した場合は、必ず担当（松江キャンパス：学生支援課奨学支援グループ 出雲キャンパス：学務課学生支援担当）まで事前に相談してください。

2 免除の対象としない者

前記1に該当する者でも、以下のいずれかに該当する場合は、免除の対象になりません。

- (1) 留年（注2）している者
ただし、病気による休学、留学等特別な事情により留年したときは、選考機関の審査を経て対象者とすることがあります。これらの事情に該当する者は、担当者に相談してください。
- (2) 申請しようとする学期の前年度において、学則の規定により懲戒された者
- (3) その他不相当と認められる場合

3 選考基準

前記1の(2)の経済的理由で申請する者の選考基準（学力基準・家計基準）の概要は、別紙「選考基準の概要」のとおりです。

- （注1）「各学期開始前6ヶ月以内」とは、前期分にあつては2025年10月1日から2026年3月31日までの期間、後期分にあつては、2026年4月1日から2026年9月30日までの期間のことです。
- （注2）留年とは、在学年数が最短修業年限を超えている場合をいいます。

授業料免除に関する問い合わせ先

松江キャンパス 教育・学生支援部 学生支援課 奨学支援グループ
(学生支援センター2階)

〒690-8504 松江市西川津町1060

T E L 0852-32-6063、6223

F A X 0852-32-6048

出雲キャンパス 医学部学務課 学生支援担当

〒693-8501 出雲市塩冶町89-1

T E L 0853-20-2084

F A X 0853-20-2078